

質問回答書

業務名称

デマンド交通実証実験システム導入業務

2023/4/26

No	質問日	回答日	区分	対象箇所	質問内容	回答内容
12	2023/4/19	2023/4/26	仕様書	5 システム要件 (3) ドライバーアプリケーション ・車載端末がサーバーと通信するための通信回線を用意すること。	通信回線に関する契約は、本業務とは別契約の扱いとすることは可能でしょうか？ 本業務との別契約が不可の場合、当月ご利用データ量に応じて基本料金が変動する場合は、最大ご請求額を見積額に計上する形でよろしいでしょうか？ 毎月のご請求額が変動する場合、完了払いではなく毎月払いとなってもよろしいでしょうか。	通信回線に関する契約を、本業務と別契約とすることはできません。見積金額には、本業務に必要であると予測される通信費用の最大額を計上してください。 また、本業務の委託料は完了払いとなりますので、通信費のみを毎月お支払いすることはできません。
20	2023/4/26	2023/4/26	質問回答書	4月20日回答分 No.5	複数事業者で共同提案する場合には、代表企業ではない其他企業にあたるものは、代表企業の提出する様式4に名前が記載されるべきもので、其他企業自体からは様式1と様式4の提出は不要であるとの理解で良いか？そのような場合、其他企業が出すべき書類は、納税証明書と登記事項証明書以外には無い（登録事業者名簿に載っている場合はこの2つも不要）との理解で良いか。	お見込みのとおりです。 （共同企業体として参加いただく場合は、質問回答書（4月20日回答分）No.5の回答欄をご参照ください。）